

奈良県訓令第七号

医療政策部

麻薬取締員証規程（平成十五年九月奈良県訓令第二号）の一部を次のように改正し、
平成三十年四月一日から施行する。

平成三十年三月三十日

奈良県知事 荒井正吾

令達先中「医療政策部」を「福祉医療部医療政策局」に改める。